

市民生活を支える 大切な財源です

市では、市民生活に直接結びついた幅広い仕事を行っています。この経費を賄う上で、税金は大切な財源です。そこで、税金に対する理解を深めてもらうため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みについてお知らせします。

課税方法

平成25年度の市・県民税は、平成24年1～12月の所得から税金を計算して、平成25年1月1日現在の住所地で課税されます。個人の市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」で構成されます。

- 均等割：4、000円(市民税3、000円、県民税1、000円)
- 所得割：10%(市民税6%、県民税4%)

課税されない人

- 均等割も所得割も課税されない人
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、配偶者と死別・離別し再婚していない人などで、平成24年中の「合計所得金額」が125万円以下の人
- 平成24年中の「合計所得金額」が次の計算式で求めた金額以下の人

$$28\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 16\text{万円} \\ 8,000\text{円} *$$

所得割が課税されない人

平成24年中の「総所得金額等」が次の計算式で求めた金額以下の

人

$$35\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 32\text{万円} *$$

* 計算式中の「16万8、000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます。

納税方法

普通徴収

事業所得者などは、市から送付する市民税・県民税納付書や口座振替で年4回に分けて納税します。平成25年度の市民税・県民税税額決定(納税)通知書は、6月14日(金)に発送しました。

特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者は、6月～翌年5月の12回に分けて給与から差し引かれます。内容については、給与の支払者を通じて通知します。

公的年金からの特別徴収

4月1日時点での年齢が65歳以上で一定の条件を満たす年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。対象者には、税額決定通知書で特別徴収額をお知らせします。また、年金振込通知書でも確認できます。税額の変更、年金の支給停止、市外への転出などがある場合は、特別徴収が中止になり普通徴収で納税します。



よくある質問

Q1

平成25年3月20日にA市からB市に引っ越しました。平成25年度の市・県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。

A1

平成25年1月1日現在の住所はA市であるため、平成25年度分の市・県民税はA市に納めていただくことになります。

Q2

子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満でしょうか。

A2

違います。収入130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。市・県民税や所得税の扶養控除は、給与収入の場合、103万円以内です。

Q3

復興特別税について教えてください。

A3

東日本大震災からの復興のために創設されました。所得税については、平成25～49年の各年分の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課税されます。給与所得者は、平成25年1月以降の給与から源泉徴収されています。市・県民税については、平成26～35年度の均等割額に1,000円(市民税、県民税各500円)が加算され、5,000円となります。

Q4

夫が平成25年1月2日に死亡しましたが、平成25年度の納税通知書が届きました。納める必要があるのでしょうか。

A4

平成25年1月1日現在は存命でしたので、相続人に納めていただくことになります。

Q5

平成25年3月に退職したときに市・県民税を一括で納めました。ところが、平成25年度の納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A5

退職時に一括して支払った市・県民税は、毎月の給与から特別徴収されるはずだった平成24年度分の残額です。平成24年1～12月の給与所得に対する市・県民税は翌年に課税されますので、平成25年度の納税通知書が送られます。また、平成25年1～3月の退職時までの給与所得に対する市・県民税は、平成26年度分として翌年に課税されます。

Q6

市・県民税を年金からの引き落としで納めています。納付書や口座振替で納めることはできますか。

A6

市・県民税の年金からの引き落としによる徴収方法は、地方税法などにより決められているので納付方法は選べません。ただし、次のいずれかに当てはまる人は、納付書や口座振替で納めてもらう場合があります。

- 公的年金などの年額が18万円未満の人
- 引き落としになる税額の年額が公的年金などの年額を超える人
- 市外に転出した人
- 介護保険料が年金から引き落とされない人
- 税額の変更、年金の支給停止などがある人



※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。